

水道料金の一部免除制度について

下記に該当されるお客様の水道料金は、お申し出により免除内容のとおり一部免除いたします。

料金の一部免除の内容

免除対象者等	免除内容
1 生活保護世帯のうち生活扶助の保護を受けている世帯 2 中国残留邦人等支援給付を受けている世帯のうち、生活支援給付を受けている世帯	基本料金と従量料金の合計額の8%相当額並びに1か月につき10m ³ までの従量料金
3 生活保護世帯のうち教育扶助、住宅扶助及び医療扶助のいずれかの保護を受けている世帯 4 中国残留邦人等支援給付を受けている世帯のうち、住宅支援給付、医療支援給付のいずれかの支援給付を受けている世帯	基本料金と従量料金の合計額の8%相当額
5 児童扶養手当を受けている方がいる世帯(児童扶養手当証書を交付された方) 6 特別児童扶養手当を受けている方がいる世帯(特別児童扶養手当証書を交付された方) 7 身体障害者手帳(1級又は2級の障害に限る)の交付を受けた方がいる世帯※ 8 療育手帳(重度以上の障害に限る)の交付を受けた方がいる世帯※ 9 精神障害者保健福祉手帳(1級の障害に限る)の交付を受けた方がいる世帯※	※7～9については、当該世帯又は同居の方の中に当年において市町村民税(所得割)を賦課された方がいない世帯のみが対象です。当年の市町村民税が確定するまでの期間は、前年の課税状況と同様に取扱いします。
10 社会福祉法第2条第2項第1号から第4号に規定する社会福祉事業を行う施設(国又は地方公共団体の施設を除く)	基本料金と従量料金の合計額の8%相当額並びに1か月につき従量料金の30%相当額

※5、6に関しては児童手当法上の児童手当受給世帯とは異なります。

免除申請の手続き

県水お客様センター(2ページ参照)にお電話していただければ、「水道料金一部免除申請書」を郵送いたします。必要事項を記入のうえ同封の返信用封筒で返送してください。

また、最寄りの千葉県企業局水道事務所(支所)にも「水道料金一部免除申請書」がありますので、必要事項を記入のうえ、県水お客様センターへ郵送してください。

【郵送・返送先】〒262-8505 千葉県企業局 県水お客様センター (住所の記入は不要です)

【ご注意】転居されたときは、再度の申請が必要となります。

水道メーターと検針

水道メーターはいつも見やすく、きれいにしておきましょう。

お客様の使用水量は

正確にメーターに記録されます。メーターの検針には、2か月ごとに検針の基準日をきめて検針員がお伺いし、その都度使用水量をお知らせします。(6ページ参照)

ただし、次のような場合には前回の使用水量などを考慮して決めます。そして、次回の検針で精算します。

- ・メーターが故障しているとき
- ・お留守などのため検針できないとき
- ・その他、使用水量が不明のとき

次のようなときは新しいメーターに取り替えます

- ・故障したとき
 - ・計量法に定められた有効期間が満了となるとき
- メーターの異常にお気づきのときや不明な点がありましたら、企業局へお問い合わせください。

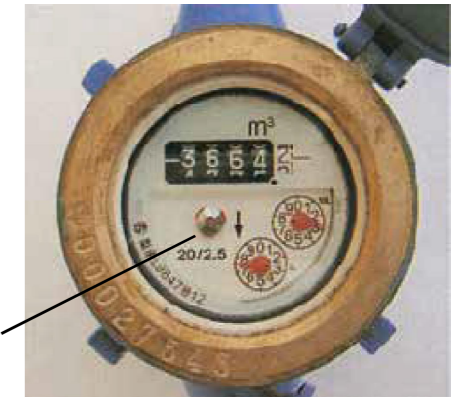
検針は委託しています

検針は民間の会社に委託しております。担当者は左胸に受託会社の名札をつけ、身分証明書を持っています。



水道メーターの読み方

計量値を数字により読みます。針が目盛りと目盛りの間にあるときは、小さい方の数字を読みます。



このメーターは3664立方メートル(m³)227リットル(ℓ)と読みます。